

国有林野の貸付け等の取扱いについて

[昭和54年3月15日 54林野管第96号
林野庁長官より各営林（支）局長あて]

〔最終改正〕 令和2年3月18日・元林国業第233号

国有林野の所在する地域の農林業その他の産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野法及び国有林野の活用に関する法律に基づき、貸付け、部分林及び共用林野の設定等を進めてきたところである。

この度、国有林野事業改善特別措置法に基づき国有林野事業の経営改善を進めることになったが、改善計画の実施に当たっては、国有林野所在市町村との密接な連絡等を通じ、地域社会の国有林野事業に対する一層の理解と協力を得ることが不可欠であり、これとともに地元市町村の振興に資するためには今後においても地元施設の刷新拡充を図ることが肝要である。

このような情勢に対処するため、貸付け、部分林及び共用林野の設定等に関する方針、手続等について、別添のとおり定めたので、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い関連する通知の改廃を次のとおり行うことにしたので、了知ありたい。

1 次の通知を廃止する。

- (1) 国有林野の一般地元施設としての活用について（昭和40年1月20日付け39林野政第2749号林野庁長官通知）
- (2) 部分林の取扱いについて（昭和40年10月6日付け40林野政第304号林野庁長官通知）
- (3) 国有林野の管理処分の事務運用について（昭和43年4月1日付け43林野管第167号林野庁長官通知）
- (4) 国有林野の貸付料等の取扱いについて（昭和47年6月9日付け47林野管第253号林野庁長官通知）
- (5) 共同利用草地の貸付料の取扱い等について（昭和48年3月13日付け48-162林政部長通知）
- (6) レクリエーション事業用地使用料取扱要領について（昭和48年7月18日付け48林野管第326号林野庁長官通知）
- (7) レクリエーション事業用地使用料取扱要領の運用について（昭和48年7月26日付け48林野管第330号林野庁長官通知）
- (8) レクリエーションの森の管理経営方針書に基づき森林レクリエーション事業のため国有林野を使用許可する場合の取扱いについて（昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通知）
- (9) 共同林野の使用料の取扱いについて（昭和51年1月26日付け50林野管第423号林野庁長官通知）
- (10) 貸付地等の災害防止について（昭和51年3月2日付け51林野管第55号林野庁長官通知）
- (11) 林間放牧用地の使用料等について（昭和53年3月24日付け53林野管第79号林野庁長官通知）

2 「国有林野の管理及び処分の取扱いについて」（昭和36年3月30日付け36林野政第712号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記 [3] を削り、記の [4] を記の [3] とする。

記の [5] 及び [6] を削り、記の [7] を記の [4] に、記の [8] を記の [5] とする。

3 「国有財産特別措置法第2条第2項の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」（昭和48年8月13日付け48林野管第391号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記の第3の1中「国有林野の貸付料等の取扱いについて」（昭和47年6月9日付け47林野管第253号林野庁長官通知）の記の第1」を「貸付け、部分林、共用林野等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）の記の第2の3」に改める。

4 「林野に係る山地災害の未然防止について」（昭和53年4月11日付け53林野治第831号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記の5の(1)中「貸付地等の災害防止について」（昭和51年3月2日付け51林野管第55号林野庁長官通知）を、「貸付け、部分林、共用林野等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）の記の第2の8」に改める。

なお、算定した貸付料等が市町村交付金の額を下回るときは、従前の貸付料等を市町村交付金の額と読み替えて算定するものとする。ただし、修正した貸付料等基礎額が市町村交付金の額を下回る場合にあっては、修正した貸付料等基礎額をもって、各年次の貸付料等とする。

- (2) 土地の貸付等に係る期間が1月に満たない場合は、当該貸付料等に消費税相当額を加えるものとする。

8 貸付料等の減額等

(1) 貸付料等の減額の基準

ア 規程第28条第1項の「林野庁長官が別に定める額」は、次のとおりとする。

(ア) 法第8条の2第1項第1号から第3号まで及び令第5条第4号から第6号までに掲げる施設の用に供する場合に減額するときは、5により算定される額（以下「基準額」という。）の3割に相当する額

(イ) (ア)に規定する施設以外の施設の用に供する場合に減額するときは、基準額の5割に相当する額

ただし、国有財産特別措置法第3条第1項各号に掲げる施設の用に供するときは、「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」（昭和49年1月31日付け49林野管第39号林野庁長官通知）に準じて減額するものとする。

イ 規程第28条第2項の「林野庁長官が別に定める額」は、基準額の5割に相当する額とする。

(2) 貸付料等の減免に係る所得額

ア 規則第17条の4第2号の「通常の年度における申請者の所得額」は、通常の年度にない著しい所得の増減のあった年度を除いた最近3カ年の平均所得額とする。

なお、この場合における所得額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第1項の総所得金額又は法人税法第21条の所得の金額をいうものとする。

イ 規程第31条の規定により貸付料等を減免する場合において、借受者又は使用者が複数であるときは、それぞれの者の通常の年における所得額を平均した額及び減少見積額を平均した額を用いるものとする。

(3) 使用収益中の財産が、風水害その他借受人等の責に帰することができない事由により被害を受けた場合には、次により処理することができる。

ア 冠水等のため財産の利用が不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を貸付料等算定期間に含めないことができる。

イ 被害により一部滅失又は毀損した場合には、当該滅失又は毀損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間貸付料等を減免することができる。

なお、損害率の算定に当たっては、相手方からの事情聴取、現地調査を行う等、実情を十分斟酌すること。

ウ ア及びイの措置は、原則として相手方の申請に基づき行うものとし、アの不算入期間又はイの損害率の算定に当たっては、相手方から被害状況が判明する資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等により実情を踏まえ、慎重に処理するものとする。

エ ア又はイの措置を講ずる場合において、被害時以後の期間に係る貸付料等が既に納付済であるときは、還付するものとする。

9 貸付料等の改定及び契約更新の場合の調整

(1) 貸付料等の改定を行う場合には、別紙様式3により改定後の貸付料等の年額（分割納入を認める場合にあっては、分割回数、各回の分納額及び各回の納付期限）及び当該改定後の貸付料等の算定期間ににおいて、契約条項に違反した場合において徴収する違約金の額を契約期間の更新時又は改定時の10日前までに到達するように借受者に通知し、併せて歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。

(2) 契約更新の場合の調整

契約を更新する場合は、次に掲げる額を新たな貸付料等とする。

ア 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等を上回っている場合

(ア) 第一年次 従前の貸付料等×1.20と貸付料等基礎額のいずれか低い方の額

(イ) 第二年次 第一年次と同額

(ウ) 第三年次 第二年次と同額

イ 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等を下回っている場合

(ア) 第一年次 従前の貸付料等×0.8と貸付料等基礎額のいずれか高い方の額

(イ) 第二年次 第一年次と同額

(ウ) 第三年次 第一年次と同額

ウ 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等と同額の場合

貸付料等基礎額をもって、各年次の貸付料等とする。

10 貸付料等及び貸付料等計算過程の端数処理

(1) 貸付料等の端数処理

貸付料等の年額を算定する場合において、その額に100円未満の端数を生じた場合には、6の(4)及び(5)の場合を除き、その端数金額を切り上げるものとする。

なお、貸付け又は使用の期間が1年に満たない場合にあっては、その期間の日数に応じて貸付料等の年額を日割りした額を当該期間に係る貸付料等とし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

ただし、消費税相当額は、上記貸付料等に消費税率を乗じて求めるものとし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 貸付料等計算過程の端数処理

ア 価格計算

貸付料等を算定するまでの計算過程において、貸付料等計算の結果、1円未満の端数が生じた場合においては、その端数を切り上げ円の単位にとどめる。

イ 数量単位当たりの価格

数量単位当たりの価格は、その額が10万円を超えるものは、1,000円未満の端数を四捨五入の上、1,000円単位にとどめることとし、その額が1万円を超えて10万円未満のものは、100円未満の端数を四捨五入の上、100円の単位にとどめ、1万円未満のものは、10円未満の端数を四捨五入の上、10円単位にとどめる。

ウ 評価単位当たりの価格

評価単位当たりの価格は、その額が10億円を超えるものは、100万円未満の端数を四捨五入のうえ、100万円の単位にとどめることとし、その額が10万円を超えて10億円未満のものは、上位4位以下の端数を四捨五入の上、上位3位にとどめ、10万円未満のものは、1,000円未満を四捨五入の上、1,000円の単位にとどめる。

なお、評定価格が500円未満のものは、1,000円とし、マイナスとなるもので絶対値が1,000円未満のものは切り捨てる。

エ 数量単位は、次のとおりとする。

(ア) 宅地、宅地見込地、雑種地及び雑種地見込地 1平方メートル

(ただし、数量単位当たりの価格が安価であるなどこれによりがたい場合は、数量単位を千平方メートルとすることができる。)

(イ) 農地、林地、原野、牧場及び農地見込地 千平方メートル

(3) 修正率等の端数処理

各種の修正率又は指數は、その修正率又は指數について、小数点4位以下の端数を四捨五入の上、小数点3位にとどめる。

元後管第519号
令和2年2月12日

虹田郡俱知安町字岩尾別328番地36
日本ハーモニー・リゾート株式会社
代表取締役 コリン・リチャード・ハクウォース 様

後志森林管理署長 松浦 安剛



国 有 林 野 使 用 許 可 書

令和元年11月14日付けをもって申請のあった当署所管の国有林野の使用については、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

なお、本許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、本許可があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができる。(なお、処分があつたことを知った日から3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができない)

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。(なお、処分があつたことを知った日から6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができない)。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件(以下「使用許可物件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 虹田郡俱知安町字花園 後志森林管理署
17イ、二、ホ、ワ、カ、18イ、ロ 林小班
- (2) 面 積 15.4370 ha

(指定用途)

第2条 使用を許可された者(以下「事業者」という。)は、使用許可物件を国有林野使用許可申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	面 積	用 途	面 積
索道敷(ニセコワイススキ一場)	15.4370 ha		
		計	15.4370 ha

2 事業者は、使用許可物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 事業者は、やむを得ない事情により第1項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を森林管理署長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指定期日)

第3条 削除

(使用許可期間)

第4条 使用を許可する期間（以下「使用許可期間」という。）は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 事業者は、前項の使用許可期間の更新を受けようとするときには、使用許可期間が満了する日の2ヶ月前までに書面をもって森林管理署長に申請しなければならない。

(使用許可期間の更新の制限)

第5条 森林管理署長は、前条第2項の定めにより使用許可期間の更新申請があった場合において、事業者が次の各号に該当する場合にはこれを許可しないものとする。

ただし、継続して使用する場合であって、次に掲げる場合のうち、(1)又は(2)に該当する場合において、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第104号）第24条第1項の規定に基づき履行期限を延長する処分があった場合又は同法第28条に基づき民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条の和解によることが相当と認められた場合は、この限りではない。

(1) 国有林野若しくはその産物の売り払い代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している場合

(2) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していない場合

(3) 国有林野の管理及び処分に関して係争中であるなど事業者として適当でないと認められる場合

(4) 国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通知）の第7の2に定める審査基準に適合しないと判断される場合。

(許可使用料)

第6条 許可使用料は、第2条に定める用途に応じた使用許可物件の時価を基とした価格に森林管理署長の定める料率を乗じて算定した次に掲げる年額とする。

年次	期間	許可使用料
第1年次	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	金105,200円
第2年次	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	金105,200円
第3年次	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	金105,200円

(許可使用料の納付)

第7条 前条に定める許可使用料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納入しなければならない。

年次	期間	許可使用料	納付期限
第一年次	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	金105,200円	納入告知書による
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
第二年次	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	金105,200円	納入告知書による
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
第三年次	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	金105,200円	納入告知書による
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

2 事業者は、納付期限までに許可使用料を納入しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、年5パーセントの割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 事業者は、第1項の納付期限までに許可使用料を納付していない場合において、使用許可物件の返還について意思表示を行ったとき、又は第19条の規定により許可が取り消されたときは、許可使用料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 事業者が許可使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が許可使用料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当するものとする。

(許可使用料の改定)

第8条 森林管理署長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により許可使用料の算定方法を改正したときは、第6条の規定にかかわらず、将来に向かって許可使用料を改定することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 森林管理署長は、違算その他正当な理由により第6条に規定する許可使用料が不相当であると認められるときは、その具体的な理由を事業者に示し、第7条の規定により納付した許可使用料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(許可使用料の還付)

第9条 事業者は、第19条第3号の規定により許可を取り消された場合を除き、第7条の規定により納

付した許可使用料の還付を請求することができない。

(転貸等の禁止)

第10条 事業者は、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

(1) 使用許可物件又はこれに設置した施設の一部を第三者に貸し付けること。

(2) 使用許可物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設置すること。

(実地調査等に係る義務)

第11条 森林管理署長は、使用許可物件につき、隨時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第12条 事業者は、森林管理署長の指示に従い、使用許可物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全に努めなければならない。

(使用許可物件の維持保全義務)

第13条 事業者は、常に善良な管理者としての注意をもって使用許可物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 使用許可物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 使用許可物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。

(3) 使用許可物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。

(4) 使用許可物件に設置した施設の屋根、壁面及び扉並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 事業者は、使用許可物件の現状の変更、工作物の設置その他の行為をすることについての関係行政庁の許認可等に条件が付されている場合は、その条件を遵守しなければならない。

(立木の保護義務)

第14条 事業者は、使用許可物件にある立木（許可後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第2条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、森林管理署長の承認を受けて除去することができるものとする。

(災害等の防止義務)

第15条 事業者は、使用許可物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署長に届け出るとともに、使用許可物件及びその周辺の国有林野（使用許可物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び使用許可物件の維持保全のために施設の措置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置、その他適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第13条又は第14条の定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の指示に従わなければならない。

3 事業者は、森林管理署長から第1項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第16条 事業者は、第2条に定める用途が使用許可物件又はこれに設置する施設（第4項において「使用許可物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第13条から第15条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 事業者は、使用許可物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他地上物件に起因して、使用許可物件等を利用する第三者又は使用許可物件に損害（当該使用許可物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 事業者は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

(原状回復義務)

第17条 事業者は、第2条に定める用途に供することを取り止めたときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の

現地確認を受けた上で第4条に定める使用許可期間が満了する日までに使用許可物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けたときは、使用許可期間が満了した日の翌日から使用許可物件を返還した日までの日数に応じて使用許可料を日割りした額を使用許可料相当額として森林管理署長に支払わなければならない。

- 2 事業者は、第19条の規定により使用許可が取り消され若しくは第5条の規定により使用許可の更新申請が不許可とされ第4条に定める使用許可期間が満了したときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で森林管理署長の指定する期日までに使用許可物件を返還しなければならない。
- 3 森林管理署長は、その必要がないと認めたときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができるものとする。
- 4 森林管理署長は、使用許可物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、事業者の形質変更行為に起因して土砂の崩壊又は流出等の災害及び国の所有に属する立木に被害が発生するおそれがあると認められるとき、又は緑化植栽木等の活着状況及び生育状況を一定期間経過観察する必要があると認められるときには、瑕疵担保責任に係る協定書を事業者と締結した上で、原状回復義務の履行状況について確認を行ふものとする。
- 5 森林管理署長は、事業者が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、事業者の負担においてこれを行うことできるものとする。

(森林管理署長等の一時使用)

第18条 事業者は、森林管理署長又は森林管理署長の承認を受けた者が、使用許可物件を一時使用する必要がある場合は、事業者の使用目的を害しない限りこれを拒んではならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第19条 森林管理署長は、次の各号に該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことができるものとする。

- (1) 事業者が許可条件に違反したとき。
- (2) 事業者が国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納しているとき。
- (3) 森林管理署長が使用許可物件を公用、公共用等の用に供する必要があるとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (5) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (8) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(損害賠償等)

第20条 事業者は、その責に帰すべき事由により使用許可物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 事業者は、前項に掲げる場合のほか、本許可書に定める義務を履行しないため森林管理署長に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 事業者は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 事業者は、使用許可を取り消され又は使用許可の継続申請を不許可とされ使用許可期間が満了したときは、使用許可物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をしないものとする。

(疑義の決定)

第22条 本許可書に規定する条件に関し、疑義のあるときその他使用許可物件の使用について疑義を生じたときは、すべて森林管理署長の決定するところによるものとする。

(使用許可の条件として遵守すべき事項)

第23条 別紙による。

別紙

使用許可の条件として遵守すべき事項

(趣旨)

第1条 当該スキー場は、国有林野の管理経営の一環として、スキーによるレクリエーション利用を通じて国民の福祉の増進等に寄与しようとするものであり、使用を許可された者（以下「乙」という。）は、以下に定めるところにより、利用者が安全かつ快適に利用できるよう誠意をもってその管理に当たらなければならない。

(管理運営計画)

第2条 乙は、パトロールの実施、スキー場の整備その他次条以下に定める事項等を記載したスキー場の管理運営に関する計画（以下「管理運営計画」という。）を定めスキー場の供用開始1カ月前までに、後志森林管理署長（以下「甲」という。）あて書面をもって提出し、甲の承認を受けなければならない。

2. 乙は、前項の規定により承認を受けた管理運営計画および甲が必要に応じ指示した事項を誠実に履行しなければならない。

3. 乙以外の者でスキー場内にリフト等の施設の設置を認められる者がある場合は、管理運営計画は、当該設置者全員と協議して作成し代表者を定め連名捺印のうえ提出しなければならない。管理運営計画を定めた後に乙以外の者がスキー場内にリフト等の施設の設置を認められた場合も、同様とする。

4. 前条の規定により作成される管理運営計画においては、スキー場全体についての管理運営方法および管理運営の責任について、管理運営の区域が区画できるものは単独に、その他の場合は連帶して、その責任をおうことを明らかにしなければならない。

(安全の確保)

第3条 乙は、スキー場の供用期間中、利用者の安全を図るため、気象積雪等の状況、ゲレンデ、標識類の整備状況、危険物の有無等に注意し、必要な標識等を整備するとともに、危険物を除去し、状況に応じ危険箇所の滑降禁止、スキー場の全面的使用禁止等を行い利用者に知らさなければならない。

2. 乙は、スキー場における災害および事故の防止等を図るため、必要な注意事項を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3. 乙は、前項の措置を的確に行うため、必要なパトロールをおこなわなければならない。

(救急体制の整備)

第4条 乙は、利用者の不慮の負傷発病に際し、迅速適切な措置が取れるよう救急体制を整備しておかなければならぬ。

(利用者の制限)

第5条 乙は、スキー場の利用者を特定の団体、個人等に制限してはならない。ただし、安全確保の観点から制限する場合は、この限りでない。

(環境の浄化及び衛生の保持)

第6条 乙は、コース内の清掃、汚物、じんあいの処理等を実施し、環境の浄化及び衛生の保持に努めなければならない。

(立竹木の保護)

第7条 乙は、コース周辺の国有林野の立竹木に対する人為的措置を防止するよう努め

なければならない。

2 乙は、コース周辺の国有林野の立竹木の損傷の事実を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第8条 この遵守すべき事項に定める措置に要する経費は、乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、この遵守すべき事項に定める義務を履行しなかったため利用者又は国に損害を与えた場合は、その責を負わなければならない。

(管理運営日誌)

第10条 乙は、管理運営日誌を備え付け、スキー場の供用期間中、毎日、天候、積雪量、コースの状況及び利用者数並びに危険防止、標識類の確認、パトロールの指示、けが人の措置その他安全対策上とった措置を記録しておかなければならない。

2 乙は、前項の管理運営日誌を毎月分まとめて翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(実施検査)

第11条 乙は、甲がスキー場の管理運営の状況につき実施検査、管理運営日誌の点検又は報告を求めた場合は、これを拒んではならない。